④　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者（同条第４号） ⑤～⑥　［略］ また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第127条）。 情報の提供等については、９－２（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。 ⑶～⑸　［略］ ８－３　［略］ ９～11　［略］	④　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者（同条第４号） ⑤～⑥　［同左］ また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第127条）。 情報の提供等については、９－２（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。 ⑶～⑸　［同左］ ８－３　［同左］ ９～11　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）の一部改正

個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）
目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和７年６月１日時点の条番号を示すものとする。 １・２　［略］ ３　個人情報取扱事業者等の義務 ３－１・３－２　［略］ ３－３　個人情報の取得（法第20条・第21条関係） ３－３－１　適正取得（法第20条第１項関係） ［略］ 個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※１）してはならない（※２）。 【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 ［略］ （※１）［略］	目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和７年４月１日時点の条番号を示すものとする。 １・２　［同左］ ３　個人情報取扱事業者等の義務 ３－１・３－２　［同左］ ３－３　個人情報の取得（法第20条・第21条関係） ３－３－１　適正取得（法第20条第１項関係） ［同左］ 個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※１）してはならない（※２）。 【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 ［同左］ （※１）［同左］